

## 川西市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市障害者地域生活支援事業実施規則（以下「実施規則」という。）第2条第11号の規定により、川西市障害者訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 訪問入浴サービス事業における利用対象者は、市内に住所を有し、住民基本台帳に記録されている障害者（児）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第19条第1項に定める支給決定を受けた障害者であって、本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の重度身体障害者（児）（以下「障害者等」という。）とする。

(事業の内容)

第3条 訪問入浴サービス事業は、対象者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護とする。

(事業の実施)

第4条 市長は、対象者の支給決定、利用回数及び利用料の決定を除き、この事業の全部又は一部をあらかじめ指定をした社会福祉法人等に委託することにより実施する。

(事業者の指定)

第5条 前条の指定を受けようとする社会福祉法人等とは、サービスを提供するにふさわしいものとして市長が認め委託した法人又は事業所（以下「法人等」という。）とし、次の各号の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 法に定める居宅介護支援事業者の指定を受けた法人で、訪問入浴サービスを行う能力を有している事業所
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の指定を受けた法人で、現に訪問入浴サービスを行っている事業所
- (3) 前2号と同等の能力を有すると市長が認めた法人等

2 前項の指定を受けようとする事業者は、川西市障害者地域生活支援事業指

定申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の登記簿謄本
- (2) 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表
- (3) 事業所管理者の経歴書
- (4) 事業所の平面図
- (5) 運営規程
- (6) 利用者またはその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (7) 事業計画書
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、川西市障害者地域生活支援事業指定通知書により指定するものとする。

(サービス提供従事者)

第6条 事業所ごとにおくべき訪問入浴サービスの提供にあたる従事者は、次の各号のいずれかの者とする。

- (1) 看護師または准看護師
- (2) 介護職員

(利用の申請)

第7条 サービスを利用しようとする障害者等は、川西市障害者地域生活支援事業利用（変更）申請書（地第1号）を市長に提出するものとする。ただし、緊急を要すると市長が認めた場合には、この限りではない。

(利用の決定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに調査のうえ、その内容を審査し、利用を決定するときは、提供するサービスの内容、利用期間、利用者負担上限額等を定めた書面により、利用を却下するときは、その理由等を記載した書面により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定によりサービスの利用を決定したときは、地域生活支援事業受給者証（以下「受給者証」という。）を申請者に交付するものとする。

(継続申請)

第9条 前条の規定により支給決定を受けた利用者がサービスの利用の継続を申請しようとするときは、川西市障害者地域生活支援事業利用（変更）申請書

(地第1号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、継続の可否を決定し、その結果を書面により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、支給するサービスの内容、利用期間、利用者負担上限額等を変更することができるものとする。

(変更の申請)

第10条 第8条第1項の規定により支給決定を受けた利用者がその内容について変更を求める場合は、川西市障害者地域生活支援事業利用(変更)申請書(地第1号)を市長に提出するものとする。

(変更の決定)

第12条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、結果及び変更を認める場合にはその決定した変更の内容を書面により申請者に通知するものとする。

(決定の取消)

第12条 市長は障害者等が次の各号のいずれかに該当する場合は第9条第1項の規定による決定を取り消すことができ、利用を取り消した場合は、利用決定取消通知書により通知し、受給者証の返還を求めるものとする。

- (1) 障害者等がこの事業を利用する必要がなくなったと認めるとき
- (2) 障害者等が有効期間内において本市に住所を有しなくなったとき
- (3) 障害者等が利用の要否に係る調査に応じないとき
- (5) 障害者等が利用に関し虚偽の申請をしたとき

(サービスの利用)

第13条 支給決定を受けた障害者等は受給者証を指定事業者に提示し、重要事項の説明を受け、契約を結んだ上で、支給決定範囲内のサービスを受けることができる。

(利用料)

第14条 訪問入浴サービス事業に係る利用料は、別表に定めるところによる。

(費用負担)

第15条 本事業を利用した障害者等は、前条に規定するサービスに要した費用の1割に相当する額を指定事業者を支払わなければならない。

- 2 前項に規定する利用料のほかに、提供されるサービスに要する費用のうち

実費等に係る費用は、利用者が負担しなければならない。

- 3 第1項の規定により指定事業者に支払う額の上限は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第17条第1項の規定に準じるものとする。

（留意事項）

第16条 サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、サービス提供従事者は速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（帳簿の整備等）

第17条 指定事業者の長は、この事業を行うため、訪問入浴サービス事業提供実績記録票その他必要な帳簿を整備しなければならない。この帳簿は、訪問入浴サービス事業を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 2 市長は、事業を適正に実施するため、指定事業者の業務の内容を定期的に調査し、必要な措置を講ずるものとする。

（高額障害者地域生活支援事業費の支給）

第18条 市長は、同一の世帯に属する障害者等又はその保護者が同一の月に受けたサービスについて、第16条の規定により負担した額、政令第43条の5第1項各号に掲げる額（法第76条の2の規定により給付された額、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の12第1項の規定により給付された額及び同法第24条の6第1項の規定により給付された額を除く。）を合算した額（以下「世帯負担額」という）が政令第43条の6に定める基準額（以下「算定基準額」という）を超える場合は、当該障害者等又はその保護者が負担した額（以下「個人負担額」という）から算定基準額を控除して得た額に、按分率（個人負担額を世帯負担額で除して得た率）を乗じて得た額を当該障害者等又はその保護者からの申請に基づき高額障害者地域生活支援事業費として支給するものとする。

（細則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の規定は、令和2年10月1日以降に行われた事業に基づく利用者負担額及び事業の実施にかかる費用の支払について適用し、この要綱の施行前に、川西市地域生活支援事業実施要綱（平成18年川西市告示第300号）の規定により行われた事業に基づく支払については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行前において、川西市地域生活支援事業実施要綱（平成18年川西市告示第300号）の規定により指定を受けていた事業者は、この要綱の施行の日に、第5条の指定を受けたものとみなす。

(別表)

訪問入浴サービス費基準額	
1回	12,725円